

# 電話による処方箋の発行について

令和2年3月4日

令和2年3月3日、医師会より各医療機関へ「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて」の通知が出されました。

通知内容は慢性疾患等を有する定期受診患者に対して、慢性疾患治療薬を電話等を用いた診療で処方して差し支えないとされました。

このため、当院は下記のように対応いたします。

- ・ 電話による処方箋の発行を希望される場合はかかりつけ医師が外来診療を行っている時間帯にお問い合わせ下さい。
- ・ かかりつけ医師が処方のみでの発行可否を行います。
- ・ 発行可能の場合、処方箋を薬局へ当院からFAXいたします。かかりつけ薬局の名称・電話・FAX番号をお教え下さい。
- ・ 発行不可の場合、通常外来のご受診をお願いいたします。
- ・ 電話のみで処方箋を発行した場合のお会計は次回来院時にご精算ください。また、処方箋原本は当院で保管し、次回来院時にお渡しいたしますので、FAXにて処方された調剤薬局へご提出下さい。

感染拡大を防止する観点から、上記のように運用を開始します。ご理解・ご協力を頂きますようお願いいたします。